

9. 障がい者 自立支援体制の充実

基本方針

障害者自立支援法に基づく自立支援給付のサービス及び、地域生活支援事業のサービスを適切に実施し、障がいのある人（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）が、必要な支援を自らの意思で選択し、受けることができるよう、障害福祉サービスを提供する体制を充実させ、障がい者の自立と社会参加を促進します。



現状と課題

障がい者に対する理解と認識が深まっておらず、特に精神疾患や精神障がいに対する地域や職場での無理解、偏見があるようです。そのため、すべての市民が人権尊重の意識を持ち、障がいのある人に対する理解を深める必要があります。

障がい者生活支援センターは、福祉サービスの利用援助、各種相談、情報提供を行っていますが、もっと身近な場所できめ細かな相談が受けられ、必要に応じ適切な機関に相談できるよう、行政、障がい者団体、サービス提供事業者、民生委員、児童委員及び教育関係機関が連携を強化する必要があります。

障害者自立支援法により、自己選択・自己決定により福祉サービスや相談支援等を利用し、福祉サービスの利用が契約によることとなったため、判断能力に不安のある障がい者が不利益を被らないよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進する必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
居宅介護等の利用時間数(月)	-	-	2,950 時間	5,011 時間
移動支援事業の利用時間数(月)	-	-	1,400 時間	1,703 時間
地域活動支援センター利用者数(月)	-	-	20 人	60 人
コミュニケーション支援事業利用者数(月)	-	-	10 人	15 人

今後の取組

1 啓発・広報の推進

広報紙、パネル展示、講座等により、ノーマライゼーション（同じ社会の一員として生活を営む。）意識を普及し、障がいや障がい者（児）に対する正しい理解と認識を深めます。また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育の取組を推進し、共生社会の理念の浸透を図ります。

- 人権啓発事業
- 障がい者交流事業
- 地域福祉推進事業

2 相談・情報提供の充実

障がい者（児）に対応した総合的な相談体制づくりと個人のニーズに応じたサービスの提供を行うため、様々な機関との連携を充実・強化することにより、相談支援にかかわる担当者の資質の向上を図ります。また、音声での情報提供やホームページ上での音声切替え対応を実施する等、迅速かつ的確な情報提供に取り組みます。

- 相談支援事業
- 障がい者生活支援センター事業
- 情報提供の充実

3 障害福祉サービスの適切な実施

障がい者の在宅生活を支援するため、利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援事業等によるサービスの確保及び在宅サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がい者の社会参加と自立のため、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援の充実、移動支援等が利用しやすい体制を整えます。

- 介護給付
- 訓練等給付
- 自立支援医療
- 補装具費の給付
- コミュニケーション支援事業

4 障がい児保育・教育の推進

障がいのある就学前の子どもに対し、在宅療育や保育に関する相談・助言を行うとともに、福祉サービスの利用を支援する体制の充実を図ります。また、教育、福祉、雇用等の各関係機関との連携により、進路指導等の充実を図ります。

- 介護給付
- 相談支援事業

5 地域福祉権利擁護・成年後見制度の推進

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、費用負担が困難な場合に申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部助成を行うとともに、地域福祉権利擁護（判断能力が不十分な障がい者に代わり金銭管理等を行う。）事業や成年後見制度の利用について積極的に啓発します。

- 成年後見制度の啓発
- 地域福祉権利擁護事業

6 地域リハビリテーションの推進

子どもの発達段階に応じた個別指導の充実を図るとともに、機能訓練の提供事業者の参入を促進し、障がい者が身近なところでリハビリテーションを受けることができる体制を整えます。

- 介護給付
- 訓練等給付



機能訓練

市民等との役割分担

障がいに対する偏見をなくすための障がいのある人との交流や体験学習等、様々な機会へ積極的に参加することが期待されます。

障がいに対する理解を深めることにより、日常生活において改善できることがたくさんあることに気づき、行動することが期待されます。

障がい者の生活を支援する障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等の参入が期待されます。